松阪市産業支援センター女性起業家相談窓口実施要領

(目的)

第1条 多様化する女性の働き方の中で起業を一つの選択肢として考えていただくため、疑問が浮かんだ場合の解決をお手伝いするための相談窓口を設置し、相談員による助言等を行う。

(対象者)

第2条 対象者は、松阪市内に居住している女性の方とする。

(相談窓口等)

- 第3条 相談窓口は松阪市が設置し、相談に係る庶務は、商工政策課松阪市産業支援センター(以下「支援センター」という。)において行う。
- 2 相談窓口については、原則として月に1回支援センターが定める日に定めた場所で 2時間を基本として開催するものとする。相談については原則予約を受けて行うもの とするが、当日に来られた方の相談についても予約対応を行っていなければ対応でき るものとする。なお、開催日が祝日の場合は開催しないものとする。
- 3 女性が集まる松阪市内の施設から窓口開設の依頼があった場合は、移動相談窓口として他の場所で開催できるものとする。また、支援センターが他に必要だと判断した場合は、臨時の相談窓口としても開設できるものとする。
- 4 相談員については、起業等の相談実績のある方から支援センターが相談員を選定し、依頼するものとする。
- 5 相談時間は、60分を基本とする。ただし、それを超える時間が必要になった場合は、次の予約者に影響が出ないと判断できる場合等は対応できるものとする。
- 6 相談を予約する者は、相談窓口申込書(様式1) に記載して、支援センターに提出しなければならない。
- 7 支援センターは、予約を受けつけたときは E-mail 等で申込者及び相談員に連絡するものとする。
- 8 予約を行ったものの、何らかの理由により相談を中止又は延期したい場合、申込者は相談日の前日(土日祝日等を除く)までにその旨を支援センターに連絡しなければならない。
- 9 相談窓口の利用料は無料とする。

(相談の処理)

- 第4条 相談員は、懇切、丁寧に相談に対応するとともに、正確かつ迅速な処理に努めるものとする。
- 2 相談員は、相談窓口を行った場合は、速やかに相談窓口報告書(様式2)を市長に提出するものとする。

(相談員の義務)

第5条 相談員は、相談業務により職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(謝礼等の支払い)

第6条 相談員への謝礼は、基本を2時間とし、20,000円とする。但し、延長が必要と 支援センターが判断した場合はその後30分ごとに5,000円とし、30,000円を上限と する。また、2時間30分を超えた場合は、3時間とみなすこととする。

謝礼については、相談員が指定した口座に支払うものとする。なお、その他相談に 係る経費についてはこの金額に含まれるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は市長が別に 定める。

附則

この要領は令和5年10月10日から施行する。